

春日井市勤労者福祉促進資金融資制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勤労者の生活安定と福祉増進を図るため、市内の勤労者に対し生活に必要な資金を融資することについて、必要な事項を定めるものとする。

(資金措置)

第2条 市長は、融資の運用資金として、毎年度予算で定める範囲内の金額を東海労働金庫（以下「取扱金融機関」という。）に預託するものとする。

(融資総額)

第3条 取扱金融機関が融資する資金の総額は、前条に規定する預託金額を基礎として、市長と取扱金融機関の協議の上定めるものとする。

(融資の種類)

第4条 融資の種類は、住宅資金融資及び生活資金融資とする。

2 住宅資金融資の資金使途は、市内の住宅及び住宅用地について、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅の新築又は増改築に係る資金
- (2) 分譲住宅の購入に係る資金（マンション及び中古物件を含む。）
- (3) 住宅用地の購入に係る資金

3 生活資金の資金使途は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育に係る資金
- (2) 出産、育児、医療又は介護に係る資金
- (3) 自動車に係る資金

(融資対象者)

第5条 融資を受けることができる者（以下「融資対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす勤労者とする。

- (1) 次の区分に応じ、それぞれ定める勤務及び居住の要件を満たすこと。

ア 住宅資金融資 同一事業所に1年以上引き続き勤務し、かつ、市内に1年以上引き続き居住し、又は居住しようとする事。

イ 生活資金融資 同一事業所に1年以上引き続き勤務し、かつ、市内（事業所が市内の場合にあっては、市外を含む。）に1年以上引き続き居住している事。

(2) 前年の総収入金額が150万円以上400万円以下である事。

(3) 未成年者でない事。

(4) 市税の滞納がない事。

(5) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員でない事及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない事。

(6) 取扱金融機関の指定する保証機関の保証が受けられる事。

(7) 前各号に掲げるもののほか、取扱金融機関が定める要件を備えている事。

（融資条件）

第6条 融資の条件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 融資金額 次の区分に応じ、それぞれ定めるところによる。

ア 住宅資金 有担保時にあっては1世帯につき2,000万円以内、無担保時にあっては1世帯につき500万円以内とする。

イ 生活資金 勤労者1人につき200万円以内（出産・育児に係る福祉ローンの場合にあっては、2人以上の育児期間中（妊娠から小学校入学前までの期間をいう。）の子がいる場合を除き、1世帯につき100万円以内）とする。

(2) 融資利率 取扱金融機関の定めるところとする。

(3) 返済期間 資金用途別に取扱金融機関の定めるところとする。

(4) 担保物件 取扱金融機関の定めるところとする。

(5) 保証 取扱金融機関の定める保証機関の保証とする。

（償還方法）

第7条 貸付金の償還方法は、元利均等月賦償還又は半年賦償還の併用とする。

(融資申込手続)

第8条 融資を受けようとする者は、所定の申込書に必要な書類を添えて取扱金融機関に提出しなければならない。

(融資の審査、決定等)

第9条 融資に係る次に掲げる事項については、取扱金融機関所定の手続によるものとする。

- (1) 借入申込人の資格、融資要件、保証人の保証能力等の審査及び決定
- (2) 貸付条件に違反したときの繰上償還
- (3) 第4条に定める融資対象要件に異動が生じたときの手続
- (4) 抵当権及び質権の設定登記に関する委任
- (5) 前各号に掲げるもののほか、取扱金融機関が必要と定める事項

(取扱金融機関の報告)

第10条 取扱金融機関は、各月の貸付状況その他必要な事項を月に1回以上市長に報告するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、融資について必要な事項は、市長が取扱金融機関と協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。